

給与所得に係る源泉所得税の納税
告知処分について、法定納期限の

経過後に当該源泉所得税の納付義務を成立させる支払いの原因となる行為の錯誤無効を主張してその適否を争つことの可否

か。争点③本件債務免除につきX組合が錯誤無効を主張することができるか否かである。

(3) なお、本件訴訟については、興味深い経緯をたどる。第一審は、争点①を判断することなく、争点②について、本件債務免除当时、甲の負債は資産の20倍近くあり、年間収入に照らして、近い将来債務全額を弁済することが可能であるとは認められないから、仮に、本件債務免除益が給与等に該当するとしても、これを甲に係る給与等の源泉所得税額の計算上、収入金額に算入すべきではないと判断し、本件各処分は違法

(4) 差戻後控訴審では、争点②につき、「最高裁は、
金額に算入しないものとすべき事情が認められるなど、本件各処分が取り消されるべきものであるか否かを
につき更に審理を尽くさせるため」、控訴審判決を破棄し、本件を広島高等裁判所に差し戻した。そこで、
差戻後控訴審では、争点②及び争点③につき、審理、
判断することとなつた。

〔事実〕(1)原告青果荷受組合X(以下、「X組合」という。)の理事長であった甲は、平成19年12月10日を負っていたところ、同日、X組合は甲に對し、甲等が所有又は共有する不動産をX組合に売却する売却代金と対当額で相殺した後の残元本債務48億3,682万円を免除した。この点につき被告Y税務署長は、本件債務免除により甲が得た経済的利益が甲に對する賞与に該当するとして、X組合に對して同債務免除等に係る平成19年12月分の源泉所得税18億3,550万円を支拂わせた。X組合は、所定の手続きを経て、本訴に至った。(2)本訴の争点は、次の3つに大別される。争点①本件債務免除益は、所得税法183条1項、28条1項にいう賞与又は賞与の性質を有する「給与等」に該当するか否か。争点②仮に本件債務免除益が「給与等」に該当する場合、本件債務免除益を給与等の源泉所得税の計算上収入金額に算入すべきか。具体的には、平成26年6月27日付け課個2-9ほかによる改正前の所得税基本通達36-17(以下、「本件旧通達」という。)を適用して、甲に係る給与等の源泉所得税額の計算上本件債務免除益を収入金額に算入すべきか。

務の効益とみることは相当ではなく、所得税法28条1項の「給与等」に該当するとはいえないから、本件債務免除益について、X組合に源泉徴収義務はなく、本件各処分は違法であるとして、争点②の判断をするところなく控訴を棄却した。

Yがこれを不服として上告受理申立てをしたところ、上告審では、所得税法28条1項の給与所得は、自己の計算又は危険において独立して行われる業務等から生ずるものではなく、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供した労務又は役務の対価として受けける給付をいい、前記給付には、功労への報酬等の觀点をも考慮して臨時の付与される給付であつて、金銭のみならず金銭以外の物や經濟的な利益も含まれると解されたとした上で、本件債務免除益は、甲が自己の計算又は危険において独立して行つた業務等により生じたものではなく、甲がX組合に対し雇用契約に類する原因に基づき提供した役務の対価として、X組合から功労への報償等の觀点をも考慮して臨時に付与された給付とみるのが相当であるから、本件債務免除益は、所得税法28条1項にいう賞与又は賞与の性質を有する給与に該当するものというべきであると判断した。ただし、上告審は、「本件債務免除益当时に甲が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であつ

上回る状態になることから、本件債務免除に係る48億3682万1235円の全額を債務免除益として源泉所得税額の計算上給与等に算入した本件各処分は、適法とは認められず、甲の資産が負債を上回った部分である12億8479万1053円は、本件債務免除によつて甲の抵税力を増加させるものであり、所得税法36条1項の「経済的な利益」に該当することが認められると判示した。

(5) 次に、争点③については、第1審から上告審においては判断が示されていなかつた点であるが、この点につきさらに事実関係を補足すると、次のとおりである。本件債務免除に先立つ平成17年7月31日に、甲は訴外R社から借入金4382万1143円の債務免除を受け、この「平成17年債務免除益」について、甲は、平成17年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受け、これを不服として異議申立てをしたところ、Yは、平成19年8月6日、この異議申立てに対する決定をしたが、その理由の中で、平成17年債務免除益に本件旧通達の適用がある旨の判断を示した。本件旧通達は、その本文において、債務免除益のうち、債務者が資力を喪失して債務を弁済するこ^トが著しく困難であると認められる場合に受けたもの

149 (判例評論 730号 3)

期に制限を課していないのであり、租税の対象となる法律行為に関する時間的制約を加えるのは、憲法84条の租税法律主義に反し、許されないとした。

この争点③につき差戻後控訴審は、「申告納税方式の下では、申告納税方式における納税義務の成立後に、安易に納税義務の発生の原因となる法律行為の錯誤無効を認めて納税義務を免れさせることは、納税者間の公平を害し、租税法律関係を不安定にすることからすれば、法定申告期間を経過した後に当該法律行為の錯誤無効を主張することは許されないと解されるところ(乙38の1ないし3、231)」、源泉徴収制度の下においても、源泉徴収義務者が自主的に法定納期限までに源泉所得税を納付する点では申告納税方式と異なるところはなく、かえって、源泉徴収制度は他の租税債権債務関係よりも早期の安定が予定された制度といえることからすれば(乙221)、法定納期限経過後の錯誤無効の主張は許されないと解すべきである」と判断し、X組合が法定納期限経過後に以上のような錯誤を主張することは、許されないとるべきであるとした。

これは所得税法28条1項にいう賞与又は賞与の性質を有する給与に該当するとした。

である。そこで、X組合と甲は、この判断に基づいて、平成19年異議決定から約4か月後に本件債務免除には課税処分されないことを確認し、これを表示した上で、甲の主要不動産を売却してその売却代金で一部弁済させた上で、その残金について本件債務免除をした。そのため、本件債務免除が課税処分の対象になるのであれば、X組合と甲とが確認し合った前提条件に錯誤があり、これを表示しており、要素の錯誤に当たるから、本件債務免除は民法95条により無効になると主張したのである。さらに民法95条は、錯誤の主張時期に制限を課していないのであり、租税の対象となる法律行為に關して時間的制約を加えるのは、憲法84条の租税法律主義に反し、許されないとした。

この争点③につき差戻後控訴審は、「申告納税方式の下では、申告納税方式における納稅義務の成立後に、安易に納稅義務の発生の原因となる法律行為の錯誤無効を認めて納稅義務を免れさせることは、納稅者間の公平を害し、租税法律關係を不安定にすることからすれば、法定申告期間を経過した後に当該法律行為の錯誤無効を主張することは許されないと解されるところ(乙38の1ないし3、2321)」、源泉徴収制度の下においても、源泉徴収義務者が自主的に法定納期限までに源泉所得税を納付する点では申告納税方式と異なるところはなく、かえって、源泉徴収制度は他の租税債権債務關係よりも早期の安定が予定された制度といえることからすれば(乙221)、法定納期限経過後の錯誤無効の主張は許されないと解すべきである」と判示し、X組合が法定納期限経過後に以上のような錯誤を主張することは、許されないとるべきであるとした。

(2) 次に、争点③については、差戻後控訴審の判断は是認できないものとし、次のとおり判示した。「給与所得に係る源泉所得税の納付義務を成立させる支払の原因となる行為が無効であり、その行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたときは、税務署長は、その後に当該支払の存在を前提として納税の告知することはできないものと解される。そして、当該行為が錯誤により無効であることについて、一定の期間内に限り錯誤無効の主張をすることができる旨を定める法令の規定はなく、また、法定納期限の経過により源泉所得税の納付義務が確定するものでもない。したがつて、給与所得に係る源泉所得税の納税告知処分について、法定納期限が経過したという一事をもつて、当該行為の錯誤無効を主張してその適否を争うことが許されないとする理由はないといふべきである。以上と異なる見解の下に、X組合が法定納期限の経過後に本件債務免除の錯誤無効を主張することは許されないとした原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があるものといわざるを得ない。しかしながら、X組合は、本件債務免除が錯誤により無効である旨の主張をするものの、前記2(5)の納税告知処分が行われた時点までに、本件債務免除により生じた経済的成果がその無効であることに基因して失われた旨の主張をしておらず、したがつて、X組合の主張をもつてしては、本件各部分が違法であるといふことはできない。」

るか否かの2つが問題となつてゐる。

①の問題については、第一審から上告審までの主たる争点であったが、②の問題は第一審、控訴審判決がX組合の勝訴となつたことから、特に判断が示されず、最高裁が本件債務免除益を給与と認定した上で、はたして甲の資力喪失がどの程度のものであつたかという審理不尽の点を吟味するなかで、差戻後控訴審から争点としてクローズアップされ、結論として、差戻後上告審が差戻後控訴審の内容につき、これを是認しなかつた点に本件の大きな特徴がある。

①の債務免除益につき給与所得課税が行われ、これにつき源泉徴収が行われるべきか否かについては、すでに筆者は別稿で取り上げており⁽¹⁾、本稿ではあえてこれを再掲することはしないが、いわゆる認定賞与につき、給与の支給者が完全に知悉していない内容の支出につき、源泉徴収義務者に対し新たに負担が大きくなるような課税処分をすることは、本来正しくないと考えてゐる。したがつて、筆者のこののような視点からすると、差戻後上告審の②の判断についても消極的に考えることになる。

2 錯誤無効の第1要件

差戻後上告審の特徴は、錯誤無効について、2要件を付したことである。いま、第1要件を「法律行為の錯誤無効の主張・立証につき期間制限なし」という要件」とし、第2要件を「経済的成果の喪失の期限付き主張・立

三

(1) はじめに、争点②の本件債務免除益に対する課税については、差戻後上告審は、差戻後控訴審の判断を是認するものとした。したがって、本件債務免除により甲が得た経済的な利益は12億8479万1053円とし、これは所得税法28条1項にいう賞与又は賞与の性質を有する給与に該当するとした。

【評決】 判旨に反対
1 問題の所在
本件では、すでに見てきたとおり、①本件債務免除益が給与所得として源泉徴収の対象となるか否か、また、②法定納期期限後に源泉所得税の納付義務を成立させる支払いの原因となる行為の錯誤無効を主張することができない。

はじめに第1要件につき、検討する。争点②の錯誤無効の主張については、源泉徴収に係る法律行為の錯誤無効の主張につき、期間制限を設けないというのが、本判決の特徴である。その理由は、①一定の期間内に限り錯誤無効の主張をすることができる旨を定める法令の規定はなく、また、②法定納期限の経過により源泉所得税の

【詰新】半旨に反対
問道の折庄

【前編】半端な

前記(2)(5)の納税告知処分が行われた時点までに、本件債務免除により生じた経済的成果がその無効であることに基因して失われた旨の主張をしておらず、したがって、X組合の主張をもつてしては、本件各部分が違法である
ということはできない。」

2 錯誤無効の第1要件
差戻後上告審の特徴は、錯誤無効について、2要件を付したことである。いま、第1要件を「法律行為の錯誤無効の主張・立証につき期間制限なし」という要件」とし、第2要件を「経済的成果の喪失の期限付き主張・立証要件」とする。

納付義務が確定するものでもないことの2点である。過去の判決例では、申告納税方式による税の場合であるが（本件は源泉所得税）、たとえば 大阪高判平8・7・25訟明44巻12号2201頁は、法定申告期限経過後、現物出資の錯誤による無効主張は許されるか否かが争われた事件であるが、控訴審判決では、納税義務者は、納税義務の発生の原因となる私法上の法律行為を行った場合、法律行為の際に予定していくなかつた納税義務が生じたり、法律行為の際に予定していたものよりも重い納税義務

いては、納税の告知により、税務署長は給与等の支払者にその納付税額の過少、あるいは不納付を通知するが、この納税の告知は、あたかも申告納税方式による場合の更正または決定に類似するかのようであるが、源泉徴収による所得税の税額は、いわば自動的に確定するのであって、納税の告知により確定されるものではない。すなはち、納税の告知は、更正または決定の「とき課税処分」たる性質を有せず、徵収処分なのである（最高判昭45.12.24民集24巻13号224-3頁）。）のように源泉所得税には法定納期限はあるものの、その経過によって申告納税方式と異なり、具体的な納付義務を確定させるものではないから、差戻後上告審が「給与所得に係る源泉所得税の納税告知処分について、法定納期限が経過したという事をもって、当該行為の錯誤無効を主張してその適否を争うことが許されないとする理由はない」とした点は妥当であると考える。

に、合意解除の効果として、当初の契約によつて既に生じている収入が現実に消滅したものとは認められないとして適法とされた事件がある（最二判平2・5・11訟月37巻6号1080頁）。この最二判平2・5・11は、合意解除の問題は、その成立時期ではなく、合意解除の結果、いつまでに当該収入が消滅したかを問題とするのであり、更正処分時において、納稅者がその売買により得た売買代金を返還せず、収人は消滅していないのであるから当該更正処分は適法であるとしたのである。

翻つて本件では、差戻後上告審はいさか唐突に、「X組合は、本件債務免除が錯誤により無効である旨の主張をするものの、前記2(5)の納稅告知処分が行われた時点までに、本件債務免除により生じた経済的成果がその無効であることに因習して失われた旨の主張をしておらず、したがつて、X組合の主張をもつてしては、本件各部分が違法であるということはできない。」と判断した。第一要件で法律行為の錯誤無効の主張・立証につき期間制限なしという要件を付しながら、第2要件では納稅告知処分が行われた時点までに、経済的成果の喪失の主張・立証をしなければならないという。この点につき、差戻後上告審は、具体的な理由を何ら示していない。碓井論文は、「これは「納稅告知が確定行為でない」としても、取消訴訟を活用する以上は、そのルールに従わざるを得ないので、取消訴訟における違法性判断に関する處分時説に平仄を合わせたにすぎないと推測すること

ち、法定申告期限や法定納期限といった一定の期限を過ぎた場合には、錯誤を主張できないものとしていた。本件差戻後控訴審もまさに同様の判断である。⁽³⁾

しるるものと解され、この場合、支払者は、納税の告知の前提となる納税義務の存否または範囲を争つて、納税の告知の違法を主張することができるとしている。つまり、納税の告知がスタートであり、処分時説で平仄を合わせることは、納税者にとつて極めて不利となる。そもそも本件は、債務免除益に対する給与所得課税の成否が本来のスタートであり、X組合は甲の資力喪失により弁済が著しく困難であることとの主張を繰り返してきたのであり、納税告知処分時までにどの程度の事実をもって経済的成果の無効を立証すべきなのか、なんら手がかりもない。まさに不意を突かれた差戻⁽⁵⁾後告審の判断に、戸惑いを見るのは筆者だけであろうか。筆者は、第1要件と第2要件の連続性がないものと考え、本件判示に反対するものである。

4
緒言

本件は、「錯誤」が問題となつてゐるが、錯誤とは何か、という基本的な問題がある。たとえば、係争年度当時の民法95条は、錯誤につき、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があつたときは、無効とする。ただし、表意者が重大な過失があつたときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。」と規定しており、一般的には、内心的効果意思と表示行為から推測される意志との不一致を錯誤といふ。また、錯誤の態様は、「表示行為の錯誤」と「動機の錯誤」に分けられるが、平成29年5月に成立した「民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)」では、「動機の錯誤」についても民法95条1項2号に明文をもつて規定され、従来からの論争が整理された。なお、錯誤の効果については、平成29年の改正により、「無効」から「取消し」となり、これにより意思表示の効力を否定できるのは5年間となり、本件差戻後上告審が、前記のとおり源泉徴収に係る法律行

二〇

為の錯誤無効の主張につき期間制限を設けないという点は、今後、大きく影響を受けることになろう。

本件の場合、はじめに甲と第三者である訴外R社に対する「平成17年債務免除益」の取扱いがあり、この債務免除が甲の資力喪失により税務当局により是認されたことから、本件巨額の債務免除も同様の理由により認められるであろうという錯誤が生じた点を出发点とする。したがって、X組合と甲は、この判断に基づいて、本件債務免除益には課税されないことを確認し、これを表示した上で、甲の主要不動産を売却してその売却代金で一部債務を弁済させ、その残金について債務免除をした。そのため、本件債務免除が課税の対象になるのであれば、X組合と甲とが確認し合った前提条件に錯誤があり、これを表示しており、要素の錯誤に当たるから、本件債務免除は民法95条により無効になると主張したのである。

別件ではあるが、かつて興味深い事件に、財産分与錯誤事件（最高判平元・9・14判時1・336号93頁）があつた。これは分与者（夫）の高額な所得税負担の発生を理由に、私法上の法律行為を錯誤として無効とすることができるか否かが争われた事件である。すなわち、協議離婚に伴いなされた財産分与において、夫が自己に課税されることを知らなかつた場合に、夫はその錯誤を理由に財産分与契約の無効を主張できるかというものである。

第一審 控訴審とも夫が敗訴したが、最高裁は次のように判示し、夫の上告を聞き入れ、逆転勝訴となつた。

本件財産分与契約の際、少なくとも上告人において右の点を誤解していたものというほかないが、上告人は、その際、財産分与を受ける被上告人に課税されることを心配してこれを気遣う発言をしたといふのであり、記録によれば、被上告人も、自己に課税されるものと理解していたことが窺われる。そうとすれば、上告人におい

て、右財産分与に伴う課税の点を重視していたのみなら

3 錯誤無効の第2要件

次に、本判決が示した第2要件は、「経済的成果の喪失の期限付き主張・立証要件」である。租税法が経済的成果に対して課税することを目的とする限り、すでに発生している収入が消滅していない以上は、この収入に対する課税は避けられないことはいうまでもない。逆に、原因たる行為の瑕疵を理由として経済的成果が実際に失われた場合には、更正されなければならないことになり、この点は、国税通則法71条1項2号、所得税法152条に規定されている。

過去の判決例でも、たとえば、譲渡所得の発生原因たる譲渡契約が法定申告期限後に合意解除された場合において、譲渡所得が消滅したからこれを反映させるべきであるとしてされた期限後申告に対する所得税更正処分及び申告書記載誤りによる課税の取消し請求権の存続期間の延長等の争いがある。

す、他に特段の事情がない限り、自己に課税されないことを当然の前提とし、かつ、その旨を默示的には表示していたものといわざるをえない。そして、前示のところ、本件財産分与契約の目的物は上告人らが居住していた本件建物を含む本件不動産の全部であり、これに伴う課税も極めて高額にのぼるから、上告人とすれば、前示の錯誤がなければ本件財産分与契約の意思表示をしなかつたものと認める余地が十分にあるというべきである。」この事件は、法の不知による錯誤であるといえるが、一般納税者の常識の範囲を超えた課税関係を強いることは、やはりできないと解釈すべきである。

なお、本件の場合、いみじくも山崎敏充裁判官は、補足意見でX組合の主張に係る錯誤の成否自体について、若干の疑問を呈している。すなわち、「本件債務免除がされた時に、甲が上告人の理事長であつたことからすると、甲が有していた資産の状況について、上告人において正しく認識することが困難であつたということはできない道理であるし、その資産の評価方法について、自ら考える評価方法とは異なる評価方法が相当とされることもあり得ることは当然に認識し、また、認識すべきものであるから、そもそも本件債務免除に関し要素の錯誤があつたといえるかについては種々疑問が提起され得るのであり、十分な検討に基づく慎重な判断が求められるところであろう。」と述べている。私見としても、甲が第三者から受けた「平成17年債務免除金」の取扱いから、直ちに、組合とその理事長といった特殊関係者間同士の約48億円に及ぶ債務免除を、要素の錯誤という簡単な括りでは整理できないものと考える。すなわち、先の財産分与錯誤事件は、「法の不知による錯誤」であるが、そこに通常人であつたとしても陥る客観的に重要な錯誤があり、著しく不注意であつたために錯誤に陥つたといふものではないので、その結果は織り込んでおき、本件の

務につきBに対して信用保証（以下、「本件各信用
証契約」という）をした。本件各信用保証委託契約
については、XがBに対して保証債務の履行として本
各貸金等返還債務を弁済したときは、Aは、その弁
額全額とこれに対する弁済日の翌日から完全に至る
で年14・6%の割合による遅延損害金をXに弁済す
る（以下、「本件各信用保証委託契約によりAがXに
して負う債務を「本件各求償等債務」という）が、一
の都度、約されており、本件各求償等債務について
は、第一回および第三回ないし6回までの本件各信
用保証委託契約に基づくものにつきYおよびYが連帯
保証（以下、「Yによる合計8回にわたる連
帯保証を「本件各求償等連帯保証契約」という）
した。Aは本件各貸金等返還債務のすべてについて、最
終的に分割弁済を怠り期限の利益を喪失したため、平
成13年9月28日、Xはその残額のすべてについて本件
各信用保証契約に基づき代位弁済（以下、「本件各代
位弁済」という）し、本件各信用保証委託契約に基づ
き、Aに対しても求償金および遅延損害金の各請求権
(以下、「求償金に係るもの」を「本件各求償金債権」と
いい、遅延損害金に係るものを「本件各遅延損害金債
権」という)をそれぞれ取得した。Aは本件各求償金債
権につきそれぞれ内入弁済をした（以下、「本件各
内入弁済」という）ものの、最終的に、その全額を消
滅させるには至らなかつた。そこで、Xは、Yおよび
Yに対するは、本件各求償金債権および本件各遅延
損害金債権のうち第1回および第3回ないし6回まで
の本件各代位弁済に基づくものにつき、その残元金總
合計1億1,616万6,8万9千164円並びにそのうちの求償
金の残元金合計3,990万7千570円に対する最終内
入弁済がされた日（平成28年9月20日）の翌日
(同月21日)から支払済みまでの約定損害金利率の
範囲内たる年14%の割合による遅延損害金の支払いを
求め、また、Yに対しても、第2回、第7回、およ
び、第8回のものにつき、その残元金總合計2億5
2千949千1円並びにそのうちの求償金の残元金合
計7,661万6千746円に対する最終内入弁済がされ
た日（平成28年9月20日）の翌日（同月21日）か
ら支払済みまでの約定損害金利率の範囲内たる年14%
の割合による遅延損害金の支払いをそれぞれ求め本訴

判例時報 2421号

を、錯認という言葉で片づけることに筆者は賛成できない。むしろ本件においては、差戻後上告審の判断と異なり、要素の錯認はなかつたとして、本件債務免除益について課税を行うべきものと考える。

最後に、筆者は、いわゆる認定賞与につきそのすべてを盲目的に給与と認定し、源泉徴収を行うことに反対する考え方を持つ。たとえば、最も一決平16・10・2の元理事長の横領金に対する八幡福祉協会事件については、横領による金員の移動は元理事長に対する「一時所得」として課税すべきであると主張した。⁽⁶⁾ 金子著書は、本件債務免除益につき、「同社团が大変な迷惑をかけられた前理事長に、このような多額の債務を賞与として免除するということは、常識的に考えられないところであり、その意味で、本件 免除益を給与所得であると解することは妥当ではなく、むしろ一時所得にあたると解すべきではないかと考える」と指摘する。筆者は本件については、甲はX組合における地位と権限を利用し、「権利の濫用」があつたものであり、X組合が甲に資金融通を繰り返してきた都度、給与の支払いがあつたものと考える。このよううに筆者は、本件は、そもそも所得区分の問題、源泉徴収に耐えうる認定賞与の範囲、法律行為の錯認無効と課税関係など、多くの問題点につき未消化のまま判決が下されたものと考え、贅或できなハナク易をとる。

(1) 渡刃充『讀務免余益』三忍主實存
一版四品題

を、錯認という言葉で片づけることに筆者は賛成できない。むしろ本件においては、差戻後上告審の判断と異なり、要素の錯認はなかつたとして、本件債務免除益について課税を行なうべきものと考える。

最後に、筆者は、いわゆる認定賞与につきそのすべてを盲目的に給与と認定し、源泉徴収を行うことに反対する考え方を持つ。たとえば、最も一決平16・10・2の元理事長の横領金に対する八幡福祉協会事件については、横領による金員の移動は元理事長に対する「一時所得」として課税すべきであると主張した。⁽⁶⁾ 金子著書は、本件債務免除益につき、「同社团が大変な迷惑をかけられた前理事長に、このような多額の債務を賞与として免除するということは、常識的に考えられないところであり、その意味で、本件 免除益を給与所得であると解することは妥当ではなく、むしろ一時所得にあたると解すべきではないかと考える」と指摘する。筆者は本件については、甲はX組合における地位と権限を利用し、「権利の濫用」があつたものであり、X組合が甲に資金融通を繰り返してきた都度、給与の支払いがあつたものと考える。このようすに筆者は、本件は、そもそも所得区分の問題、源泉徴収に耐えうる認定賞与の範囲、法律行為の錯認無効と課税関係など、多くの問題点につき未消化のまま判決が下されたものと考え、贅或できなハシテ思ふ。

(判例評論 730号 6) 152

場合は、平成17年債務免除益の取扱いがあつたとしても、X組合は、本件債務免除益が課税される可能性を認識しつつも、甲の資産の評価に関し、現実の評価額よりも低く認識し、本件債務免除益の全部について課税の対象とならないと考えた「当てはめの錯誤」である。したがつて、経済人として債務免除を行う際に、しかも巨額な債務免除を行う際に、課税問題を軽視するという点を、錯誤という言葉で片づけることに筆者は賛成できない。

015年4月1日号32～35頁)、②渡辺充『債務免
除と認定賞与―その2 最高裁逆転判決』―速報社
理2016年1月1日号29～33頁。

(2) 他にも、たとえば高松高判平18・2・23訟月52
卷12号3672頁(最高裁平18・10・6上告棄却)、
不受理決定の有限会社出資口低廉売買錯誤事件で
は、申告納税方式による租税の納税義務者は、納稅
義務の発生の原因となる私法上の法律行為を行つた
場合、当該法律行為の際に予定していなかつた納稅
義務が生じたり、当該法律行為であつてこそ生じる

(6) 木山泰嗣「源泉徴収義務と錯誤」(税理62巻3号121頁)では、「本判決は納稅告知処分までに錯誤主張が必要であるとするが、納稅告知処分がされて初めて課稅されることがわかる以上、それ以前に主張する場面があり得るとしても、一般的に考えられる錯誤主張の場面からずれていると思われる。」と述べている。

(7) 渡辺・前掲注(1)(2)32頁
金子宏「租稅法〔第22版〕」(弘文堂、2017年2月22日)

(8) 碓井・前掲注(3)131頁では、「土地売買について再度の担保設定などが考えられる。」と指摘する。

(9) 木山泰嗣「源泉徴収義務と錯誤」(税理62巻3号121頁)では、「本判決は納稅告知処分までに錯誤主張が必要であるとするが、納稅告知処分がされて初めて課稅されることがわかる以上、それ以前に主張する場面があり得るとしても、一般的に考えられる錯誤主張の場面からずれていると思われる。」と述べている。

(10) 期限後における錯誤無効の主張の可否 ジュリ1533号131頁

(11) 碓井・前掲注(3)131頁では、「土地売買について再度の担保設定などが考えられる。」と指摘する。

(12) 木山泰嗣「源泉徴収義務と錯誤」(税理62巻3号121頁)では、「本判決は納稅告知処分までに錯誤主張が必要であるとするが、納稅告知処分がされて初めて課稅されることがわかる以上、それ以前に主張する場面があり得るとしても、一般的に考えられる錯誤主張の場面からずれていると思われる。」と述べている。

早稲田大學 慎太郎

【事実】 A 株式会社（以下、「A」という）は、B 銀行（以下、「B」という）より、平成4年11月27から平成13年5月18日にかけて合計8回にわたり金銭消費貸借契約および極度手形取引契約（以下、両者併せて「本件各金銭消費貸借等契約」という）に基づく融資を受け（以下、本件各金銭消費貸借等契約によりAがBに対して負う債務を「本件各賃金等返還債務」という）、本件各賃金等返還債務のうち、第1回および第3回ないし6回までの本件各賃金等消費貸借契約に基づくものにつきY₁およびY₂（以下、両者併せて「Y」という）が連帯保証し、第2回、第7回、および、第8回のものにつきY₁が連帯保証した。あわせて、X信用保証協会（以下、「X」という）は、本件各金銭消費貸借等契約に合わせて合計8回にわたり、Aとの間で信用保証委託契約（以下、「本件各信用保